

## 別紙標準様式（第7条関係）

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第3回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（阪保育所）
開 催 日 時	令和4年2月2日（水） 午後4時00分から午後6時30分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館4階 第3・4委員会室
出 席 者	会 長：富岡委員 委 員：石田委員、今西委員、川端委員、西田委員、松田委員、福間委員、 松本委員
欠 席 者	なし
案 件 名	報告案件 （1）運営法人の応募状況について 審議案件 （1）運営法人の選定方法について （2）運営法人選定審査（書類審査）
提出された資料等の 名 称	資料1 枚方市立阪保育所民営化に係る運営法人応募状況について 資料2 選定に係る基準点について 資料3 選定審査の手順について 資料4-1 書類審査の流れ及び今後の予定について（案） 資料4-2 保護者委員の選定審査に係る採点について（案） 資料5 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 選定審査表 <仮審査表>
決 定 事 項	・運営法人の選定方法について確認した。 ・運営法人選定審査（書類審査）を行った。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	枚方市情報公開条例第5条第1項第3号、第6号、第7号に規定する非公開情報 が含まれる事項について審議を行うため非公開。
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	子ども未来部 私立保育幼稚園課

## 審 議 内 容

### 【会長】

皆様、こんにちは。

このような新型コロナウイルス感染症の状況の中でお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。第3回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の会議についての説明をお願いいたします。

### 【事務局】

皆様、改めまして、こんにちは。私立保育幼稚園課長の多田と申します。本日はお忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございます。

まず初めに、本審査会の委員の出席状況でございますが、本審査会は委員8人で構成され、本日は現時点でのご出席の委員が7名、後ほど1名が遅れて出席いただけると聞いておりますので、本審査会は成立していることをご報告させていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、1月28日付で送付させていただきましたオンラインでの対応についての文書に記載のとおり、委員会室において、これまでどおりの開催に加え、オンライン参加も可能としております。オンラインでの選定審査会は初めての試みでございますが、不慣れなところもあると思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、桜丘北保育所民営化に係る運営法人選定審査会の委員を兼ねておられる方には既にお伝えしておりますが、桜丘北保育所民営化に応募のあった社会福祉法人バルツァ事業会が応募を辞退されましたので、併せてご報告をさせていただきます。

また、会議の公開、非公開につきましては、第1回選定審査会でお諮りさせていただいており、今回は非公開の会議とさせていただいておりますが、会議録の作成のため録音させていただいておりますことを、あらかじめご了承ください。

それでは、続きまして、本日の配付資料について、ご説明させていただきます。

### (配付資料の確認)

なお、本日の資料につきましては、選考に関する情報が含まれており、会議終了後、事務局で、それぞれの委員用のフラットファイルに綴じて保管させていただきますので、会議終了後は全ての書類を机の上に置いたままにさせていただきますよう、お願い申し上げます。

また、オンラインでご参加の方につきましては、こちらから選定審査会終了後に資料の回収にお伺いすることとなっております。審議中はもちろんのこと、会議後におかれましても書類の取扱いにつきましては、十分ご配慮いただくことを先にお願しております。

では、続いて、本日の案件につきまして、次第に沿ってご説明いたします。

報告(1)といたしまして、運営法人の応募状況について。案件(1)といたしまして、運営法人の選定方法について。案件(2)といたしまして、運営法人選定審査(書類審査)について。

以上でございます。

**【会長】**

ありがとうございました。

それでは、会議を進めてまいりたいと思います。

まずは、報告（１）運営法人の応募状況について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

（資料１をもとに運営法人の応募状況について説明）

**【会長】**

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは続いて、案件（１）の運営法人の選定方法について、事務局の説明をお願いいたします。

**【事務局】**

（資料２、資料３をもとに運営法人の選定方法について説明）

**【会長】**

ありがとうございました。

ただいま事務局から基準点、選定方法について説明がありましたが、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

**【委員】**

資料３の「３．運営法人の選定（決定）」の条件を満たしていない場合の最後の部分が途切れています。

**【事務局】**

すみません、失礼いたしました。「３．運営法人の選定（決定）」のところで、条件を満たしていない場合の、「主に乖離の大きい項目を中心に意見交換を行った後に」の後が消えておりました。条件を満たしている場合、基準点を満たしている場合は「法人決定」とさせていただきますが、この条件を満たしていない場合というのは、基準点を満たしておらず、413点に足りない場合につきましては「主に乖離の大きい項目を中心に意見交換を行った後に、運営法人の再選定」という流れになります。文字が消えており、失礼いたしました。

以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。また審査を進めていく中で、またいろいろご質問等があれば、その際におっしゃっていただけたらと思います。

それでは、基準点、選定方法につきましては、おおむねこれまでに確認しているとおりかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは次に、「資料４－１ 書類審査の流れ及び今後の予定について（案）」の説明を、事務局からお

願います。

**【事務局】**

(資料4-1をもとに書類審査の流れについて(案)の説明)

**【会長】**

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、今後の予定については、一旦このような方法でよろしいでしょうか。慣れない部分はあるかと思いますが、一緒に皆さんで、まずは採点を進めていくという形でできたらと思います。

いかがでしょうか。このような方法でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【会長】**

ありがとうございます。

それでは次に、「資料4-2 保護者委員の選定審査に係る採点について(案)」の説明を、事務局から願います。

**【事務局】**

(資料4-2をもとに保護者委員の選定審査に係る採点について(案)の説明)

**【会長】**

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問とか、いかがでしょうか。

**【事務局】**

補足でお伝えさせていただきたいのですが、保護者委員の方が3名おられて、点数は2名分という形で確認させていただきました。例えばお1人1点だけをつけるような項目があったときに、3名とはいえ2人分なので、配分は2点ということになります。1人ずつ計算すると、1人であれば3分の2で掛けると0.667ですので、四捨五入すると0.7という形になってしまいます。これを例えば3名ともつけた場合、2点しか配分されていないのに、点数上は2.1点ということになってしまうので、理論上は700点満点を超えてしまう可能性があります。そこで、お1人ずつ四捨五入をせずに、3名分をまず一旦足させていただいて、その上で四捨五入をするという方がいいのではないかと考え、提案させていただいています。

以上です。

**【会長】**

いかがですか。どうですか。大丈夫でしょうか。

(「はい」の声あり)

## 【会長】

ありがとうございました。

それでは、次へ進めていきたいと思います。

選定方法、今後の予定とあわせまして確認することができました。

次に、案件2の運営法人選定審査に入っていきますが、その前に、前回の審査会でご確認いただき、応募法人に関係がある委員の有無について確認をしていきたいと思います。

各委員の中で、今回応募いただいた、社会福祉法人上島会について、ご自身が理事などの役員についておられる、もしくは代表者、理事の血縁に当たる方などいらっしゃいましたら、ここで申し出ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特におられないかなとは思いますが、よろしいでしょうか。

該当者がおられないようですので、ただいまから書類審査に入っていきたいと思います。

まず初めは、採点に慣れるという意味で、事務局から説明しながら採点をお願いできますでしょうか。

## 【事務局】

それでは、ただいまから書類審査を行っていただきますが、大変書類が多いので、書類審査で使用する書類を先にお伝えさせていただきます。

まず、A3の選定審査表と、法人の応募書類を綴じている緑のファイル、ホチキス留めの書類審査についての要点メモ、様式9提案内容概要書をご用意ください。

まず、採点前に、先ほどお配りしました選定審査表の裏面に、委員名の記載欄がございます。こちらに委員のお名前を記入をよろしくお願いいたします。

では、書類審査につきまして、選定審査表に基づき、上から順に選考基準の番号の1番から確認事項や提案事項について、提出のありました書類の記載内容を確認していきます。

確認書類等の欄にプレゼンテーションと書かれている項目25番、26番、33番を除いて、本日、採点していただきます。この項目については、大枠でお示ししていますので、本日はご記入いただきませんよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの時間が16時25分ですので、おおむね1時間10分後の17時35分をめどに採点を行っていただきたいと思います。

まず、選定審査表の大きな1番をごらんください。

「1. 応募法人の経営等に関する事項」については、皆さんと一緒に進めていきたいと思います。

採点中、不明な点がございましたら、随時お声がけいただきましたら、事務局から見解をお答えしますので、よろしくお願いいたします。

では、本日の参考資料としてお配りしている様式9提案内容概要書をごらんいただけますでしょうか。

この提案内容概要書は、法人からの提出書類の一つで、緑色の提出書類のファイルにも入っているものですが、各審査項目について、番号順に法人の考え方などをまとめている様式となっております。

確認事項の列には、選定審査表の「確認する内容」と同じものが書かれておりまして、その右の提案内容の欄には、これに対する法人の考え方などが簡潔に記載されております。一定、この記載で提案内容の概要をつかんでいただきまして、もう少し法人の考えを詳しく確認したいという場合には、一番右の列に記載の確認書類等を見ていただくという手順になります。

よろしいでしょうか。

それでは、実際にやっていただいたほうが分かりやすいと思いますので、早速、選定審査表のNo1から一緒に考えていきたいと思います。

要求事項の1として、運営方針、保育所運営方針とあり、確認事項と法人からの提案内容が記載されております。

なお、こちらは運営方針ではなく、経営方針を求めるものです。記載に誤りがあり、大変申し訳ありませんでした。

一番右の確認書類等の欄において、様式1と様式3-1と記載されていますので、緑色のファイルの様式1をごらんください。

ここには、現に法人が運営する施設の名称と、開設年月日、所在地が記載されており、保育所として牧野保育園、小倉保育園のいずれも枚方市内の施設となります。牧野保育園は昭和57年4月に開設しており、令和3年10月1日時点で39年6ヶ月の保育所運営実績があることとなりますので、募集要項で基準としている、10年以上の運営実績という条件は満たしております。

ちなみに、このページの右上にはインデックスが2枚ついていますが、青色のインデックスは様式や添付書類の番号になりまして、その下に、赤いインデックスで要求事項ごとにその番号をつけております。青色を見れば提出様式の番号が分かりまして、赤色の番号は選定審査表の番号と一致しておりますので、今後の審査を進める際に参照ください。

それでは続いて、様式3-1をごらんください。

こちらのページも、赤色のインデックスで1番がついています。ここが法人の経営方針などが書かれている箇所となります。

採点の考え方については、確認事項の場合、確認事項を満たしていれば1点、確認事項を上回る内容であれば2点、確認事項を満たしていない場合は0点という基準となります。No1の項目については、約40年の保育所運営実績という点と、法人の経営方針などの理念について、どの程度共感できるかといった観点で採点していただければと思っております。

資料を読んでいただく時間も含めまして、1分ほどお時間を取らせていただきます。それでは、採点をお願いします。

(1分間 各委員採点)

#### 【事務局】

よろしいでしょうか。まだお考え中の場合も、恐縮ですが、後で見直していただいたときにまた修正していただくことは可能ですので、一旦、仮で採点いただきまして、次に進ませてもらいたいと思います。

では次に、確認事項No2です。まず、お手元の様式9の提案内容概要書の2ページをごらんください。

「2 民営化方針」について、確認事項の「応募の動機や目的が市の民営化方針を踏まえ示されているか」に対し、提案内容のとおり法人の考えが示されています。

この項目については、提出書類の様式2に詳細が書かれています。また、緑色のファイルの2枚目に、様式2「応募に至る動機・目的」をごらんいただきますと、こちらにも2ページにわたって記載されております。少し長いですが、お時間を取りますので、採点をお願いします。

よろしいでしょうか。こちらもとりあえず仮でつけていただきまして、ほかの項目などの採点の中で、また変わることがあれば適宜修正いただいたら結構かなと思います。

では次に、No3とNo4の2項目については、法人の経営状態や資金計画といった財務関係の項目となりますので、今西委員に事前に提出書類のご確認をいただいております。今西委員から確認いただいた内容について、資料をお配りして説明したいとのことですので、お預かりいただいた資料を今からお配りさせていただきます。よろしいでしょうか。

**【会長】**

ただいま事務局からありましたとおり、資料を配付させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【会長】**

ありがとうございます。

では、資料の配付をお願いいたします。

(資料配付)

**【事務局】**

すみません、オンライン参加の委員にはまだお渡ししていない書類になりますので、今から画面に共有させていただきます。少しお待ちください。

**【事務局】**

画面の共有がうまくいかず、申し訳ございません。今からメールでお送りさせていただきますが、基本的にこの資料につきましては、審査が終わりましたら回収させていただく予定でございましたので、審査が終わりましたら、メールの受信箱を削除いただきますようよろしくお願いいたします。では、今西委員、お願いします。

**【委員】**

よろしくお願いいたします。

本日、2枚資料を用意させていただきました。先ほど説明のあったとおり、この上島会さんの数値がここに書いてありますので、法人の内部情報になると思います。後ほど回収をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

口頭でお話をするだけでは不足かなと思われましたので、書面で用意させていただきました。

一つは「貸借対照表の基本構造」というもの、もう一つは「財務安定性の分析」というものの2枚を用意しております。専門的な用語も入っておりますので、簡潔に短時間でご説明をしたいと思います。

今回、どのように皆さんにご説明をさせていただくかと申しますと、この皆さんのお持ちの分であれば、添付資料12に貸借対照表といわれる決算書が添付されております。それを使って皆様にご説明しますが、中に専門的な用語が並んでおりますので、このレジュメでまとめております。

今回、見ていただくこの貸借対照表というものですが、これは何かと申し上げますと、この組織の財政状態というのを表している書類になります。財政状態といいますと、簡単に申し上げますと、その組織がどのように資金調達をなされて、それをどのように投資されているのか。そういった状況というのを見ていただくための会計に関する報告書でございます。その報告書を使用しまして、今回は財務安定性の分析というものをさせていただいております。この財務安定性というのは、財務が安定している、すなわち企業が継続をしていけるかどうかというのを数値化していく分析が、この財務安定性と申します。簡単に申し上げましたら、潰れずに運営をしていけるのかというのを数値化していくというのが、この財務安定性の分析というものになります。

今回、その中でも、社会福祉法人さんになりますので、どれだけ安定的な財務活動をなされてきたのか

という確認をしていただくために、三つの指標で数字を用意しています。一番上に流動比率と言われるもの、真ん中に自己資本比率と言われるもの、一番下に、固定長期適合率と言われるもので、名前は難しいのですが中身は非常に簡単ですので、要点だけご説明します。

一番上のこの流動比率は何かと申しますと、下に星印で少し書いていますが、企業の短期的な支払い能力を測る、簡単に申し上げましたら、すぐに払わないといけないような借金をすぐに払うだけの資金がきちんとあるのか、というのを測るための分析の指標になります。一番右端のところ、平成31、令和2年、令和3年と過去3年分の数字が載っておりますので、少しご紹介しますと、牧野保育園さんで見ますと、令和3年で言えば224.5%となっています。これが何を意味するかといいますと、来年100万円の借金を返さないといけないけれど、すぐに返すだけのお金を224万円持っていますよと、そういったことの数値化をしています。100万円返さないといけないのを224万持っておられるというのは、財務指標としては非常にいい数字です。すぐに短期的なお金が支払える状態だということを表しています。

小倉保育園さんは247%ですから、すぐ払わないといけないお金の2.4倍ほどの資金を持っておられるということですので、非常に短期的な資金の支払い能力は高いということがこれで判断をすることができます。ですから、その点では非常に安定的な組織であるというふうに判断ができます。

そして真ん中の自己資本比率と申しますのが、企業が集めてきたお金の中で返済が不要な、すなわち借金ではないお金で、どれだけのお金を賄って事業を行っておられるのかというのを表す定番の指標でございます。こういった非営利組織の場合に特に用いられる指標であり、牧野保育園さんは87.8%、小倉さんは94.9%となっています。これは何を表しているかといいますと、この組織が事業を行うために必要なお金、例えば100万円集めているのであれば、そのうち牧野保育園さんであれば87万円は返済が必要でない。今まで貯めてきた積立や補助金で事業を運営されているということですので、1割ほどしか借金に頼らずに事業を行えているということを表しています。小倉保育園さんは94.9%ですから、ほぼ自前のお金で運営をされていますので、借金が非常に少ない、非常に安定をしているというのを表しているのがこの数字です。今回、非営利組織なのでこんなに高いのですが、普通の株式会社でこんな数字が出るような会社はほぼありませんので、ものすごくすばらしくいい数字かと思います。

最後のこの固定長期適合率というのが何かといいますと、下の貸借対照表を見ていただいたら一番分かりやすいのですが、左下のところに固定資産というものがあると思います。これがこの組織の長期投資を表しており、土地や建物に対する長期的な投資を表しています。それが向かって右側の純資産、返さなくていいお金と、その上の固定負債、長期的な借入金ですね。この枠内で投資ができていくのかというのを表す指標ですので、長期間この組織が使用できるお金の中で長期的な投資をきちんと行っているのかというのを確認するための指標でございますから、少しややこしいと思いますが、今回100%を下回っているということで、しっかりその資金の管理ができていく状態というのを表しております。

ですので、まとめになります。今回、この財務安定性ということで、最初に安定性分析というのをさせていただきます。短期的な支払い能力というのは非常に高いというのが上の流動比率で確認をすることができます。

そして、自己資本比率で、これまで調達された資金の中でも非常に借金が少ない。自前の金で運営をされているということがこのパーセンテージで確認ができますから、ほかで借金が非常に少ない状況ですので、非常に安定的だということの確認ができました。

そして、投資に関するお金の集め方と使い方、そのバランスに関しても、この下の固定長期適合率で確認ができましたので、非常に安定的な組織であるというように判断ができるかと存じます。

そして、資金調達の件に関しましては、様式6資金計画書という資料がございます。今回の施設整備等を行うにあたって、必要な資金をどのように工面されるのかというのを書いておられますが、その中で施



設整備の補助金が出る以外の積立金取崩しというのがあると思いますが、これは今まで貯めてこられたお金を出しますよということを書いておられます。

実際のところ、牧野保育園さんは平成 25 年に建て替えをされたという記載がどこかにありましたが、既に建て替え資金を一旦使っておられた状態の上に、さらに資金をたくさん留保されておられますから、十分そこから拠出ができる金額だと思いますので、自前でお金としても、決算書を見る限り問題なからうと思いますし、この福祉医療機構からの借入れについても、借入れできるものだと思います。後は施設整備の補助金がいっぱい出るのであれば、取得資金に関しても問題ないかと思いました。私は問題がないと考えておりますので、私の審査というと、3 番、4 番に関しては、それぞれ 2 点に丸をつけたいと考えております。

非常にコンパクトに説明しましたので、ご質問がもしあれば遠慮なくおっしゃっていただきましたら、ご説明したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

#### 【事務局】

ありがとうございました。

ただいまの説明を受けまして、No 3、No 4 の 2 項目の採点をお願いしたいと思いますが、ご質問等がありましたらお願いいたします。

#### 【委員】

よろしいですか。普通の会社では考えにくいかなというくらい非常にいい数字かと思います。医療機構借入のところがありますよね。これは返済しなければならぬということですよ。これは長期なのか短期なのか、どういう借入れになるかによって、全然流動性は変わりますが、どういうものでしょうか。

#### 【委員】

これは事務局が詳しいと思いますが、この福祉医療機構は、こういった社会福祉法人さんが施設整備をされる時に借入れる独立行政法人さんで、これに関しては長期借入れになると思います。市役所の承認が出たら、通常はお借りできる数字だと思います。長期間の借入金になりますが、金利も非常に安いと聞いておりますので、問題はないのかなと私は考えております。詳しい条件に関しましては、事務局から説明いただいたほうがいいかなと思います。

#### 【委員】

そうですね。借入れの返済計画によって大分数字が変わってくると思います。建物を建てました、それで急に数字が悪くなるというのは考えられるので、そこだけ確認したいのですが。

#### 【事務局】

福祉医療機構は独立行政法人となり、こういった社会福祉法人で保育所を建て替えするということには、一般的に利用される場所になっています。

福祉医療機構の利子はもともと低く設定されていますが、今回の阪保育所のようにこういった建築年数がかなり経過している古い建物を建て替えるとなると、一定無利子の分もありますので、一般的に借入を行うより、低い利子で借りることができると思います。おっしゃるように、この書類上は何年での返済と

なるのか分かりませんが、一般的には20年であったりとか、30年であったりとか、そういう長期の借入れになる場合が多いかと思います。

**【委員】**

長期ということでしたら、20年とかいう話ですよ。

**【事務局】**

はい。そうですね。そういった場合が多いと思います。もし差し支えなければ、何年単位での償還になるかというのは次までに確認させていただいて、こちらでお伝えするか、プレゼンで説明いただくということでもよろしいでしょうか。

**【委員】**

はい。やはり金額的にいうと資金計画に影響する額だと思いますので、いい建物できたね、でも経営しんどいから少し運営で削りましょうか、という話にはならないようにということをお願いしたいと思いません。

**【事務局】**

プレゼンテーションまでにそこは確認をしておきます。

**【委員】**

すみません、資金計画書の建設工事費とか解体撤去工事費とか、そういった費用の額が出ていますが、今コロナやそれ以外の関係で、建設費用がかなり上がってます。この資金計画が妥当な額なのか分からないのですが、そのあたりの試算というのはどなたかされているのでしょうか。

**【事務局】**

大変恐れ入ります。すみません、その点につきましては、確認できておりませんので、次回までに工事関係の部署に確認をしておきます。

**【委員】**

たまたま今会社でも建築の関係をしています。建築の坪単価は大体妥当なのかなと思います。120万円ぐらいあれば、しっかりした建物が建つかなと思います。内装は別になるので、分かりませんが。

**【事務局】**

ありがとうございます。事務局で確認させていただきたいと思いません。

**【会長】**

今回、委員も言っていたように、単価的にはおそらく十分な中で、今回設計を要求していませんので、まだ法人でもどんな建物にするかというのは決めていない状況ですので、恐らく法人決定後にいろいろなすり合わせをしながら設計を詰めていくという形になります。本当にこの金額でというのは、おそらく法人も設計ができてない、まだ形ができてない状況ですので、また今後の話かなと思います。

ただ、今のお話でいうと、単価は十分見てるというところが重要な点で、この単価を見積もっていて、

その単価としては十分な建物が建てられるぐらいの、ある程度の部分は建てられるということが一つ目安として入ってくるのかなとは思っています。

#### 【委員】

まだ全然計算されておりませんし、どんな建物を建てるかで変わってくるのは分かるのですが、一般的に坪単価 120 万円を見ておけば予算としてはいいのではないかと思います。解体は何が出てくるか調査しないとよく分からないので、例えば、アスベストがあったとか、何か出てきましたとなると、費用が上がります。ただ、これぐらいの予算を取れる能力がある園だというようには感じます。

#### 【事務局】

ありがとうございます。その辺を踏まえまして、一旦点数をつけていただけたらと思います。

続きまして、次の段階へ進めさせていただきます。

次は、大きな 2 番「保育所運営に関する事項」のうち、まず確認事項のうち満たしていることのみを採点する 1 点のみの項目がございます。例えば、番号でいいますと 7 番、「令和 5 年度の定員が 140 人となっているか」等ですが、こちらにつきましては、満たしているかないかのみの評価になる項目ですので、事務局で確認した内容を今から順番にご説明させていただき、確認をいただきましたら、各委員にご採点をいただくという形で進めていきたいと思っております。

なお、事務局で確認した内容は、お手元の「書類審査についての要点メモ」の 2 ページ目の後半以降に記載しておりますので、併せてご確認いただけたらと思います。

では、項目に戻りまして、先ほど言いました項目 7 「令和 5 年度の定員が 140 人となっているか」といった保育所の定員についての項目ですが、これについては様式 4-1 (2) に内容が書かれていますが、法人からの提出書類により、令和 5 年度の阪保育所の定員が 140 人になっておりますので、1 点に丸をつけていただきますよう、よろしくお願いいたします。

では続きまして、その下の項目 9 「保育所の開所時間と休所日」についての項目です。こちらも法人からの提出書類により、開所時間につきましては、7 時から 19 時までの 12 時間保育とすること、また保育所休所日は日曜、祝日、年末年始の 12 月 29 日から 1 月 3 日とされてることを確認しましたので、こちらにつきましても 1 点に丸をお願いいたします。

では次に、項目の 11 です。「(独) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入を予定しているか」についてでございますが、こちらも法人からの提出書類により、保護者同意の上で加入予定となっていることを確認しましたので、1 点に丸をお願いいたします。

続きまして、項目 20 です。「内科健診、尿検査が年 2 回以上、歯科健診が年 1 回以上予定されているか」につきまして、法人からの提出書類により、内科健診及び尿検査を年 2 回、歯科健診を年 1 回実施することを確認しておりますので、こちらも 1 点に丸をお願いします。

次に、項目 22 「福祉サービス第三者評価を受ける予定となっているか」という項目です。法人からの提出書類により、民営化後福祉サービス第三者評価を受けることを確認しました。時期については、新園舎での保育が始まってからを希望しており、市と相談の上決めたいと記載されています。実際に第三者評価を受けていただいた後には、内容が確認できる書類の提出を求めると、事務局で確認をしていきますので、ほかの項目もそうですが、今回の選定審査の時点では、応募書類の記載の確認をもって基準を満たしているものとして採点をお願いしたいと思います。

では続きまして、項目 27 です。「保育士配置基準」についてです。法人からの提出書類により、各歳児の職員配置基準は市条例等を遵守した内容となっており、1 歳児については 5 対 1 の配置とすることを確

認しておりますので、こちらも1点に丸をお願いします。

では続きまして、項目30です。「看護師の配置を予定しているか」についてですが、法人からの提出書類により、常勤看護師を確保しており、配置予定であることが記載されていることを確認しておりますので、1点に丸をお願いいたします。

次に項目32です。「公正採用選考人権啓発推進員の設置予定はあるか」についてですが、こちらも法人からの提出書類によりまして、園長予定者を公正採用選考人権啓発推進員として配置予定であることを確認しておりますので、1点に丸をお願いいたします。

次に34の項目「保護者説明会と三者懇談会の開催」についての項目です。こちらも法人からの提出書類によりまして、保護者説明会については、法人決定後速やかに、また必要に応じて随時開催すること、そして、三者懇談会につきましても、移管前後の各1年間、必要に応じて開催することが記載されていることを確認しましたので、1点に丸をお願いします。

では続きまして、項目37をごらんください。「共同保育期間中の個人懇談の実施」についてですが、法人からの提出書類によりまして、共同保育期間中に次年度の担任予定者を含め、保護者との個人懇談会を行うことを確認しましたので、こちらも1点に丸をお願いします。

では次に、項目39、「保育所名・クラス名」についてです。こちらも法人からの提出書類で、保育所名は「阪保育園」を考えており、保護者に意見を聞くことを確認しました。また、クラス名については、現在の名称をそのまま引き継いでいくこととしていますが、2クラスの編制となっている学年につきましては、2クラスの原因や保育内容を確認し、編制について考慮するとともに、1学年1クラスになる際には、クラス名について保護者に意見を聞くと記載しておりまして、配慮がされていることを確認しましたので、こちらにつきましても1点に丸をお願いします。

では次の項目41でございます。「苦情解決」についての項目ですが、こちらも法人からの提出書類により、苦情解決責任者は園長、苦情受付担当者は主任として設置すること、苦情解決に係る第三者委員会を設置する予定であることを確認しましたので、こちらにつきましても1点に丸をお願いします。

確認事項のうち、満たしていることのみを採点する1点のみの項目は、これで以上になります。

ここまでで、16項目の採点が終わっていることと思います。本日、全50項目のうち、プレゼンテーション後に採点する3項目を除く47項目の採点をいただきますので、残り31項目について、これから各委員の皆様で採点をいただきたいと思います。

最初に確認をしましたように、お手元の様式9と緑色のファイルの関係資料をご確認いただきながら、採点をお願いします。また、ご不明な点等がございましたら、随時、手を上げていただきましたら、事務局がお伺いしますので、よろしくお願いします。

では、現在、17時13分であり、17時40分まで各委員で審査いただければと考えていますが、いかがでしょうか。

#### 【委員】

今日は仮審査だからということかもしれませんが、プレゼンテーション審査の際の本審査についても、これぐらいのタイムスケジュールになりますか。この時間では少し厳しいなと思いますが。

#### 【事務局】

過去の選定審査会でしたら仮審査後に仮審査表をお渡しした上で、もう一回見直しの時間も取らせていただいています。今回はオンラインでの参加も含めての開催となりましたので、次回の第4回選定審査会の1番はじめに見直しの時間もとらせていただきます。進み具合としては、ここまでにもお時間頂戴して

ますので、先ほど17時40分と申し上げましたが、もう少し余裕を持ちまして、一旦17時50分をめでに終了ということではいかがでしょうか。17時40分で一旦お声をかけさせていただき、そのときの皆さんの状況を見まして、もしもう少しお時間が必要でしたら延長させていただきたいと思いますので、一旦終了めどを17時50分をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

**【事務局】**

あと、お手洗い等の休憩につきましては、適宜お取りください。よろしくお願いします。

(各委員採点)

**【事務局】**

審査中、失礼します。

今、17時40分ですが、拝見しておりますと、皆様まだ審査の途中の方が多くございますので、終了時間を18時まで延長させていただきたいと思います。法人は割としっかりと書類を書いているので、読むところにも時間がかかっているかなと思いますので、お時間を延ばさせていただきます。

また、お配りしております緑のファイルは法人からの提出書類となっておりますが、こちらに、例えばメモを書き添えていただいても問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

(各委員採点)

**【事務局】**

では、すみません、18時になりましたので、本日の採点については、一旦ここで区切らせていただければと思っております。あと少しで終わる方や、もう少しじっくり見直したい方がいらっしゃいましたら、選定審査会終了後に残っていただいて書類を見ていただくことも可能ですし、よろしければ別の日に市役所に来ていただいて、書類を確認いただくことも可能ですので、事務局にお申しつけください。

あくまでも本日は仮審査になりますので、この後意見交換を行います。その内容を踏まえて、次のプレゼンテーション審査のときなどに、点数を変更していただくことは可能ですので、お伝えだけしておきます。

では、会長にバトンをお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**【会長】**

ありがとうございます。まだ採点途中の方もおられると思いますが、今事務局からお話があったように対応可能ですので、よろしくお願いします。一旦は先へ進ませていただけたらと思います。

今回、法人の書類審査をされて、本当に皆様方悩まれたかなと思います。この会の当初から、民営化後もしっかりとしたふさわしい法人の運営になるというのが、この会の目的でございますから、皆さんと一緒に考えていきたいなというように思います。そのためにも、予定の時間にはなっておりますが、この後若干お時間をいただいて、意見交換をしていきたいと思っております。その意見交換を通して、より理解を深めていったり、その結果、採点を変更されるという場合もあるかと思っております。その場合は適宜修正をしていただいて結構かと思っております。次回の第4回選定審査会のプレゼンテーションの前にも集計表をお配りして、目線合わせを行いたいと思っております。

また、採点に際して、不確定な部分があり、直接、法人に確認したい点とか、お気づきの点とかございましたら、その辺のご意見もいただけたらというように思います。事務局で意見などを取りまとめて、プレゼンテーションのときにまとめて事務局から確認してもらうこともできるかと思っておりますので、ご意見いただければと思います。

当然、皆様からも直接、法人に聞いていただくことも可能でありますし、何かご意見ありますでしょうか。何か採点を通して、いろいろお気づきの点、また悩まれてる点とかありましたら、この際いろいろご意見をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

**【副会長】**

それでは私から確認したいことというか、次回までに確認していただければと思っている点を幾つか上げさせていただきます。

一つは、項目の 28 や 29 に若干関連してくるのですが、この法人の職員の直近 3 年間ぐらいの離職率についてです。プレゼンの中で言うてもらうのは時間ももったいないので、事務局で調べてもらって、次回選定審査会の初めに報告していただければと思います。

二つ目は、項目 22 は確認事項なので全然いいのですが、この法人自体が今運営している園で第三者評価を受けたことがあるかどうかを確認しておいていただきたいです。

あと二つは、保育内容に関わることで、今日事務局に保育専門職の方はおられますか。15 と 16 の項目に関わるところで、様式の 4-2 の (1) のところに、乳児保育担当制が出てきていますが、これは既存の阪保育所で行われていることなのか、もし今阪保育所が行っていないのであれば、これを行うということは今の阪保育所の保育内容よりも上のことを提案されているのかどうかというようなところについて、お聞かせいただければと思います。

**【事務局】**

お答えします。現段階で、阪保育所では、乳児保育担当制という名前では実施しておりませんが、子どもとの愛着関係をしっかり取るという意味では、同じようにしっかりと保育士が関わっているという保育をしています。

**【副会長】**

今やっている保育をしっかりと引き継げる素地があると判断しても差し支えないという感じですかね。

**【事務局】**

はい。

**【副会長】**

ありがとうございます。

それからもう 1 点、これも確認的なこととなりますが、この添付書類の 20 のところを見ると、今の牧野保育園の全体的な計画というのが書かれていますが、保育の専門の視点から見て、ざっと見て問題がありそうなのか、今の阪保育所と比べてあまりにも違っているのかとか、そういう点はいかがでしょうか。細かい内容なので、今すぐの回答が難しいのであれば、次回第 4 回選定審査会の冒頭に説明してもらってもいいかと思いますが、あまりにも今の阪保育所の保育内容と違うというようなことなのかどうか。見た感じ、そんな奇抜なことは書いてないようにも思いますので、問題ないのかなとは思いますが、一応と思

まして、確認です。

ただ、全体的なこの書類を見ていて、今までの選定審査会で他の法人の審査にも関わってきましたが、割としっかりと書き込まれているなというような印象は受けます。今日も読み込むのに時間がかかっていましたけれども、割としっかりと書き込まれているし、添付資料もしっかりとつけてもらってるなという印象は受けました。

以上です。

**【事務局】**

今、おっしゃられましたとおり、かなり細かく書いてもらってると思います。書いているところに特段何か突拍子もないところはざっと見た感じ、特にないと思いますし、これだけしっかり記載されているところは一定信頼ができるのかなというように考えております。

**【副会長】**

ありがとうございます。

それでは、第三者評価のことと離職率の点については、次回までに調べておいてください。

**【事務局】**

承知いたしました。ありがとうございます。

**【会長】**

ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。何なりとご発言いただけたらと思います。

**【委員】**

小倉保育園は、公立から民間へ受託されているのですか。年数的には、結構前ですか。そのときもこの選定審査会というか、同じ形式で法人選定されてますよね。

**【事務局】**

小倉保育園は、平成25年4月に民営化されておまして、今回のように運営法人選定審査会で法人を審査しまして、民営化後の法人として選定しているという同じ流れになります。

**【委員】**

上島会さんは一度民営化を経験してるということですね。

**【事務局】**

そうです。法人としては、一度民営化を経験してるということになります。

**【委員】**

はい。分かりました。

**【副会長】**

法人に、今度この質問をするということだけ伝えてもいいのかもありますが、研修の計画をどのように立てられているかというようなことについて聞きたいので、事務局から答えてもらうよりは直接法人に答えてもらうほうがいいのかというように思っています。

**【会長】**

いろいろご意見いただきましてありがとうございます。

まだまだ、もしかしたら聞きたいこと、またこの後も出てくるかもしれませんが、プレゼンテーション当日にもその辺の確認や共有できる場があると思いますので、引き続きお願いできたらと思います。

それではここで時間のこともございますので、一旦、切り上げさせていただこうと思います。

次回、またプレゼンテーションを受けて、さらに意見を深めて、視点を深めて、また皆さんで共有していきたいというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、意見交換はこれで終了させていただきます。事務局からほかに何かございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

(資料4-1をもとに今後の予定(案)の説明)

**【事務局】**

もう1点については、今説明がありましたように、次回選定審査会は2月18日金曜日となっておりますが、新型コロナウイルスの感染状況により、また延期する可能性もありますので、延期となる場合は、改めてご連絡させていただきます。予備日につきましては、事前にお伝えしておりますとおり、2月26日土曜日であり、朝早くで恐縮ですが、午前9時から、本日と同じようにこの第3・4委員会室で行う予定でございます。後日また通知も送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の資料につきましては、次回選定審査会まで、事務局で保管させていただきますので、お帰りの際はそのまま机の上に置いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

今回、オンラインで参加いただいた委員につきましては、この後こちらから資料の回収に伺いますので、後ほどご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。

以上で、本日の案件は全て終了いたしました。これで、第3回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会を終了したいと思います。

長い時間、本当にありがとうございました。また次回、よろしくお願いいたします。